

令和3年第2回基山町議会（臨時会）会議録（第1日）						
招集年月日	令和3年7月19日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	令和3年7月19日	9時30分	議長	重松一徳	
及び宣告	閉会	令和3年7月19日	10時56分	議長	重松一徳	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び	1番	中村絵理	出	8番	河野保久	出
出席並びに	2番	天本勉	出	9番	鳥飼勝美	出
欠席議員	3番	松石健児	出	10番	大山勝代	出
出席12名	4番	大久保由美子	出	11番	品川義則	出
欠席0名	5番	末次明	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	栗野久明	出	13番	重松一徳	出
会議録署名議員	1番	中村絵理		2番	天本勉	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 井上克哉		(係長) 長野周次		(書記) 川添紫	
地方自治法	町長	松田一也	産業振興課長		柳島一清	
第121条第	副町長	酒井英良	会計管理者		寺崎博文	
1項により	教育長	柴田昌範				
説明のため	総務企画課長	熊本弘樹				
出席した者の職氏名	財政課長	平野裕志				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|------------------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 請願第 1 号 | 亀の甲ため池に関する請願書 |
| 日程第 4 | 議案第22号 | 県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第27号 | 令和 3 年度基山町一般会計補正予算（第 4 号） |

～午前 9 時30分 開会～

○議長（重松一徳君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。
これより令和3年第2回基山町議会臨時会を開会します。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（重松一徳君）

日程第1. 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、中村絵理議員と天本勉議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（重松一徳君）

日程第2. 会期の決定を議題とします。

お諮りします。会期は本日1日間と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

日程第3 請願第1号

○議長（重松一徳君）

日程第3. 請願第1号 亀の甲ため池に関する請願書を議題とします。

初めに、請願第1号の請願内容1、ため池管理の継続及び中山間地農業振興の観点から、組合に対する負担金を免除されること、請願第1号の請願内容2、ため池の急激な水位の上昇を防ぐため、ため池流入部からの逃がし水路である公有水面の拡充（改修）を実施することについて、厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。松石健児厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（松石健児君）（登壇）

皆さん、おはようございます。

それでは、これより、厚生産業常任委員会に付託されました請願審査についての報告をさせていただきます。

請願第1号 亀の甲ため池に関する請願書中所管分。

本委員会は、令和3年6月7日付付託されました上記の請願を審査の結果、下記のとおり

決定いたしましたので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

記

1、審査の結果。

(1) 請願第1号の請願内容1を不採択といたします。

(2) 請願第1号の請願内容2を不採択といたします。

2、審査経過及び委員会の意見。

令和3年第2回定例会に、亀の甲ため池水利組合（以下、「水利組合」という）より提出されました請願書の審査に際し、請願者と町執行部への意見聴取と現地調査等の必要性を考慮し、十分な時間が確保できないと判断いたしましたので、閉会中の継続審査といたしました。また、請願内容が総務文教常任委員会所管と一部重複することから、両委員会合同での連合審査会を開催し、令和3年6月22日、29日、7月7日に審査を行いました。

令和3年6月22日には、執行部及び参考人として請願者に出席を求め、現地調査を行い、6月29日午前に紹介議員及び請願者に出席を求め、請願の趣旨と町との水利組合の協議の経過を確認いたしました。午後は執行部に説明を求め、意見聴取を行いました。7月7日には議会全員での自由討議を行い、委員会での意見をまとめました。

(1) 請願第1号の請願内容1、ため池管理の継続及び中山間地農業振興の観点から、組合に対する負担金を免除されることについて。

①水利組合は、現在も水利権を保持しており、負担金免除は他のため池との公平性に限らず、様々な負担金についての公平性の問題に波及することから、応分の受益者負担は必要である。

②「亀の甲ため池の所有権の移譲に関する基本合意書」と「亀の甲ため池の維持管理に関する覚書」に署名押印し、維持管理の費用負担については承諾していること。また、水利組合は契約の調印を押し切られたとのことですが、令和2年12月18日に了解し、同年12月23日にそれぞれに押印をしていらっしゃいます。押印（契約の意思表示）には5日間の猶予期間があったものと解釈しております。よって、契約の正当性は認められると判断しました。

③協議全体の流れから、事業内容及び事業予算と水利組合の負担率についての協議が行われたことが推察され、水利組合は工事金額及び負担率についての明確な説明がなかったという見解ですが、町としては負担額について水利組合の意向を受けて設定し、負担率を議会に提出しているとの説明を受けています。双方の意見に乖離が見られるものの、今回の事業の

主眼は事業費の負担率について協議されることであつたと考えております。水利組合が負担額の認識を持たず、事業内容を進めたことは考えづらいと判断しました。

上記のことから、町が行ってきた水利組合との協議内容に関しては、正当性は認められます。ただし、これまでの事業計画内容の変更とそれらに伴う事業費及び負担率の説明については不十分な点があつたことも否めません。

当委員会としては、今後は水利組合と真摯に向き合い、負担金の徴収及び管理運営について円滑な協議が行われることを提案いたします。

(2) 請願第1号の請願内容2、ため池の急激な水位の上昇を防ぐため、ため池流入部からの逃がし水路である公有水面の拡充(改修)を実施することについて。

①水利組合としては、洪水が想定される場合、事前にこの水路で下流に直接放流し、ため池の水位の上昇を抑え、下流域の被害を止めたいとの考えで、流下能力向上と流木等によるトラブル防止のため、開水路として拡充(改修)を請願していらっしゃいます。

今日までに水利組合が下流域のためを思い管理してきた事実は認めますが、豪雨時に、のみ口の落とし蓋の管理作業には人為的操作ミスを起こす危険性があり、ため池の構造的な弱部とされる洪水吐き近くに流下能力を増した開水路を設けることは、越流による堤体崩壊を招く原因ともなりかねません。原則的には、洪水吐きが設計基準を満たしていることから、ため池に放流することが安全であると考えました。

②逃がし水路を防災上の意味で拡充(改修)することを望まれています。前項を踏まえると、請願書の整備理由との整合性が取れません。利水のために拡充を望むのであれば、水利組合への負担金は発生しますが、安全な構造で設計され、別の補助事業を町と協議すべきであると考えます。

③下流域の河川の安全は、河川整備事業として別途町が対応すべきものと考えております。

以上で、請願書に対する厚生産業常任委員会の報告を終了します。

○議長(重松一徳君)

次に、請願第1号の請願内容3、ため池の所有権移譲に伴う登記事務(相続登記を含む)を、不動産登記法第116条の規定による嘱託登記として基山町が実施することについて、総務文教常任委員長の審査報告を求めます。末次総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長(末次明君)(登壇)

皆さん、おはようございます。

総務文教常任委員会請願審査報告書。

請願第1号 亀の甲ため池に関する請願書中所管分。

本委員会は、令和3年6月7日付付託されました上記の請願を審査の結果、下記のとおり
に決定いたしましたから、会議規則第93条の規定により報告いたします。

記

1、審査の結果。

請願第1号の請願内容3、採択といたします。

2、審査経過及び委員会の意見。

令和3年第2回定例会に、亀の甲ため池水利組合（以下、「水利組合」という）より提出
されました請願書の審査に際し、請願者と町執行部への意見聴取と現地調査等の必要性を考
慮し、十分な時間が確保できないと判断したため、閉会中の継続審査といたしました。また、
請願内容が厚生産業常任委員会所管と一部重複することから、両委員会合同での連合審査会
を開催し、令和3年6月22日、29日、7月7日に審査を行いました。

令和3年6月22日には、執行部及び参考人として請願者に出席を求め、現地調査を行い、
6月29日午前に紹介議員及び請願者に出席を求め、請願の趣旨と町と水利組合の協議の経過
を確認いたしました。午後には執行部に説明を求め、意見聴取を行いました。7月7日には、
議員全員での自由討議を行い、委員会での意見をまとめました。

請願第1号の請願内容3、ため池の所有権移譲に伴う登記事務（相続登記を含む）を、不
動産登記法第116条の規定による嘱託登記として基山町が実施することについて。

所管部分の水利権移譲に伴う嘱託登記の費用負担については、第2回定例会の一般質問に
おいて、町長から「相続登記は行う」との答弁がありました。今回の請願者の審査過程にお
いても、産業振興課より提出された経過報告の令和3年5月20日付記録に「相続登記につい
ては、町で嘱託登記を実施する」とあります。水利組合からの意見聴取においても、感謝す
る旨の言葉が述べられました。

当委員会としては、亀の甲ため池の洪水吐き改修工事着工に向けて、双方が真摯に向き合
い、速やかに合意のための協議に入ることを提案いたします。

以上をもちまして、総務文教常任委員会の報告を終わります。

○議長（重松一徳君）

以上で、各常任委員長の審査報告が終了しました。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、厚生産業常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）

それでは、亀の甲ため池に関する請願書に対する厚生産業常任委員長の審査報告に対して質問いたします。

委員長の審査報告では、この分担金の免除の請願に関連して、亀の甲ため池の防災上の観点や町民の安全安心のための調整池としての重要性等について、どのような審査がなされたのか質問します。

2つ目として、基山町の中山間地の農業や農業振興の観点、またこの負担金を徴収したら今後の水利組合の財政破綻が明白となることなど等については審査されたのか。破産したら水利組合は解散となり、亀の甲ため池の大きな施設は基山町が管理をするようになるが、これに関して審査報告された委員長の見解について、以上2点について質問いたします。

○議長（重松一徳君）

松石健児厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（松石健児君）（登壇）

鳥飼議員の御質問に対して答弁させていただきます。

まず、重要性についてですが、今回の案件は非常に重要な内容だというふうに判断いたしましたので、継続審査とさせていただきます。その点を御理解いただきたいと思います。

また、水利組合の協議議事録の内容の正当性に関しては、おおむね認めているところです。内容は先ほど申し上げた審査報告どおりですけれども、水利組合は町に対して、負担額について、様々な要望を行っております。町もその都度真摯に対応してきたと考えております。水利組合の議事録等では、減額の要請は行われているものの、可能な負担額の提示が欠落しております。そうであれば、町の協議議事録にて判断をせざるを得ませんし、前回の第2回定例会に際しましても、鳥飼議員、中村議員等がご質問をされておりますけれども、それらに対して松田町長、酒井副町長、柳島産業振興課長が協議についてのご説明もされております。

ただし、本請願はあくまで水利組合に対する負担金の免除が妥当であるかどうかということでありまして、協議経過からどの程度の負担額、分担率が適正かということについては審

査の範疇に含まれておりません。その点を御留意いただきたいと思います。

また、水利組合の今後の運営に関しましては、これは町からも説明がありましたとおり、今後継続して水利組合と町と協議をしていただき、また町のほうからの支援も鑑みながら進めていっていただければと思っております。

余談ですけれども、鳥飼議員は幼少期に体験されました昭和28年の豪雨による亀の甲ため池の決壊は大変恐ろしい自然災害であり、当時の水利組合の方々も非常に困惑されたことと拝察申し上げます。今後、二度とそのような災害が起きないように、一日も早い洪水吐きの整備が行われることを期待しております。

以上、御回答とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

質問ありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、総務文教常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、請願第1号に対する質疑を終結します。

次に、請願第1号に対する討論、採決を行います。

請願第1号については、請願内容が3項目ありますので、1項目ごとに討論、採決を行います。

初めに、請願第1号の請願内容1に対する討論を行います。討論はありますか。

委員長報告は不採択でありますので、まず本請願に賛成の方の発言を許可します。中村議員。

○1番（中村絵理君）（登壇）

皆様、おはようございます。1番議員の中村絵理でございます。

今回、亀の甲ため池に関する請願書が提出されました。まず、請願項目1番、分担金免除の件でございます。私は賛成の立場で討論させていただきます。

まず、ため池の機能でございます。もともとため池は農業への活用を目的として造られております。しかし、それ以外にも災害時の洪水調節や土砂防止としての機能も備えており、

大雨の際はその流水をため池にためておくことで、下流域の洪水を軽減する重要な役目を担っております。また、豪雨により山間部で土砂災害が発生しても、ため池が土砂や流木を食い止めることがあり、下流域での被害を軽減させることができます。このように、ため池は、防災・減災としての機能をも有しており、下流での被害減少に貢献していると言えます。

ここで大変問題になっているところが、受益者の問題ということでございます。今回、この問題が複雑化しているのは、農業をするために利益を受ける受益者、今回は水利組合でございまして。そして、防災や減災を目的としたときに利益を受ける受益者、これは基山町民でございまして。この2通りを今回は分けて考えなければいけないと思っております。

防災・減災の観点から考えなければいけないこの問題が、農村生産基盤の整備、農村の保全と管理を行う土地改良事業にすり替わっているんじゃないだろうか、そういう印象が非常に強うございます。

そもそも亀の甲ため池の水利組合は、自らの農業利益、例えば施設の老朽化とか、そういうもののために洪水吐き切り下げ工事をやりたいので補助金をお願いしますと町にお願いしていたわけではございません。平成30年7月の西日本豪雨により、ため池ののり面崩落災害が発生、防災・減災の観点から、基山町が洪水吐き切り下げ工事の提案を行っております。したがって、洪水吐き切り下げ工事の主体者は基山町、受益を受け取る者は水利組合ではなく、災害を未然に防いでもらう基山町民、特に下流域の方々でございまして。

水利組合には、今回の洪水吐き切り下げ工事による農業的受益は何も発生いたしません。なぜならば、この場合の受益者は基山町民だからです。もし水利組合が適正な管理を行わずにため池ののり面の崩落が起きたのであれば、それに伴う洪水吐き切り下げ工事に分担金が発生したかもしれません。しかし、今回の崩落事故はあくまでも西日本豪雨災害によるものであり、水利組合に責任はございません。これは農業の受益者のための工事ではなく、基山町民が受ける受益のための防災・減災の工事であります。したがって、水利組合の分担金免除は当然のことと考えております。

それから、国は平成30年7月の西日本豪雨以来、毎年のように起きる災害に、防災・減災を目的としたため池の整備事業の必然性を強く説いております。今回の洪水吐き切り下げ工事は、その整合性として捉われるべきものではないでしょうか。既に、日本では、高齢化による農家戸数の減少や土地利用の変化から、管理や監視体制の弱体化が懸念されております。今後は、町内全てのため池についても、防災・減災という観点からの新しい取組がなされる

べきであろうと思っております。

さて、次に、水利組合の会計問題でございます。

水利組合の会計の令和2年度繰越金は288万円、分担金約200万円を支払えば、二、三年後にはため池管理組合の解散もあり得ます。そうなった場合、基山町の農業の衰退とともに、その後のため池管理のために町は膨大な管理費を税金から費やす必要性に迫られることが想定されます。協働の町を掲げ、オール基山で頑張ろうと町民と一緒にやってのまちづくりを推進している基山町ではありますけれども、このままで町民の安心・安全、そして皆様の町民の町への期待に応えることができるのでしょうか。私たちは、生涯をかけて基山町の農業振興と町民の安心・安全に御尽力なさっている、こういう方々の思いを受け止める必要があるのではないのでしょうか。

以上の理由により、請願項目1については、私は賛成の立場で討論いたします。

以上です。

○議長（重松一徳君）

次に、本請願に反対の方の発言を許可します。栗野議員。

○6番（栗野久明君）（登壇）

おはようございます。6番議員の栗野久明です。

それでは、請願内容の1項について、不採択の立場で意見をいたします。

請願内容の1項の負担金の免除につきましては、委員長報告にもありましたように、様々な負担金が係る事業に対する公平性に危惧する点であります。

亀の甲水利組合さんの会計状況の現状につきましては、審査時に説明を受け、苦しい状況は理解したつもりではありますが、ほかの事業でも予期せぬ災害等により、復旧または今後の防災のために事業を行い、一定の負担金が生じている場合があります。組合組織での対応や個人での対応などいろいろなケースがあると思いますが、行政上は一定の基準で負担金を求めています。ここで負担金の免除など、おのおの対応することになれば、この裁定に疑問や不満が生じる、このような事業は成り立たなくなっていくという懸念があります。

亀の甲ため池の場合、下流域の防災上必要な事業であり、ため池が大きい関係で多少工事規模がかさみ、このような請願が上がったと思いますが、町の負担金の部分は下流域の安全に対する受益と考えれば、町費からの歳出は町民の理解は得られると思っております。

ただし、ため池の利水による受益者の応分の負担、これについてはやはり受益者の方にお

願いたいと私は考えております。

以上をもちまして、不採択の意見とさせていただきます。皆様の賢明な判断を望みます。

以上です。

○議長（重松一徳君）

ほかに討論はありませんか。鳥飼議員、賛成の発言ですか。鳥飼議員、お願いします。

○9番（鳥飼勝美君）（登壇）

おはようございます。

ただいま議題になっております亀の甲ため池に関する請願書の中の分担金の免除についての項目について、賛成の立場から討論させていただきます。

ただいま、お二人の方が賛成、反対を述べられました。この分担金、非常に難しいものです。特に事業をするときに、特に受益が生じる場合、利益が生じる場合は、これに利益の限度において分担金を徴収することができる、これが地方自治法第224条に載っております。それについて分担金を地元負担させるか、負担させないかの議論が出てくるわけです。これは皆さんご存じだと思います。いろんな形の分担金があります。特に、庁舎の前の県道を造るときには、基山町も受益が生じるから、県が工事をするけれどもその分の何%かを出してくれと、そういう性格の分担金です。

ここで、本日議論になっております亀の甲ため池分担金、これは町長と私は全く意見が合わなくて、町長は当然分担金は取るべきと、取るのを前提としての話になっているんです。私は、合同審査会でもめましたけれども、議員の皆さんも当然分担金は払うのが当たり前と、それを免除しろとはどういうことかというようなことだと思います。私もそう思ったことがあります。

しかし、現在の3年前のあの災害を見たときに、基山町民が亀の甲ため池によって救われた面もあるわけです。調整池の機能とか、いろんな面で、そういう観点から私としては基山町の産業振興、中山間地の活性化、農業問題について、松田町長は全く関心がないと。それは、水利組合が利益を受けるから当然払うのが当たり前と、そういう論法からなっていると思います。私はこの問題も、3年前からずっと亀の甲問題、このために、こういう危険なため池については、市町村によっては、分担金は取らないと条例をつくって実際施行してある都道府県があるわけです。例えば、佐賀県で言えば玄海町なり、隣の筑紫野市では、ため池については補助残、補助が88%、国と県がありますね。その残りの12%のうち筑紫野市では1%

の受益者負担なんです。それだけ筑紫野市では、ため池が危険性を及ぼすからということで、そんなに農業振興を越えたことでしてあるんですよ。基山町は、補助金の半分は水利組合に払いなさいと、これは払うのは当然だというふうな感覚でこの条例改正案もできております。これに関して、私は、この一亀の甲ため池の問題でなくて、基山町の今後の災害、いろんな公共災害、少子高齢化により地元では管理できないいろんな問題、それについて、やはり町としてこの問題は十分考えていかないといけない、その一つの最初の問題と私は思っております。

どうか議員の皆さん方、私はこの問題について、免除と、はっきり言って強いことかもしれませんが、請願者の考えは。しかし私は、今回の亀の甲についての分担金については、当然免除すべきものと考えまして、賛成討論をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

請願第1号の請願内容1を採決します。

請願第1号の請願内容1に対する厚生産業常任委員長の報告は不採択です。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

起立少数と認めます。よって、請願第1号の請願内容1は不採択とすることに決定いたしました。

次に、請願第1号の請願内容2に対する討論を行います。討論はありませんか。

委員長報告は不採択でありますので、まず本請願に賛成の方の発言を許可します。中村議員。

○1番（中村絵理君）（登壇）

先ほどに引き続き、賛成の立場で討論をさせていただきます。

逃がし水路である公有水面の拡充について、こちらは私も全議員の皆様と一緒に現地調査と、それから連合審査の内容を踏まえての討論でございます。

まず、現地調査における水利組合の方々の説明は、彼らの長年にわたる経験からの提案でございませぬ。ため池があふれる前に、事前に逃がし水路を経由して放流を行い、ため池の水位の急上昇を抑え、下流域の被害を最小限にとどめようとする下流水域に対する誠意ある配慮でございませぬ。また、洪水吐き切り下げ工事を行ったとしても、逃がし水路を上手に使うことにより、ため池貯水量の調節はできませぬ。

基山町は、洪水吐きの切り下げを行えば、逃がし水路の拡充は必要ないと説明をされておりますが、もし万が一、水利組合の方々の心配が現実になった場合に、その対応はどうされるのでしょうか。大正時代から100年以上続く先人の方々の経験と知恵を軽視してよいものなのでしょうか。彼らは誇りを持ってこのため池を管理してきた方々です。

亀の甲ため池は、基山町民の安心・安全を守る防災・減災の観点からも、あらゆる対策を講じなければなりません。亀の甲ため池は、隣の鳥栖市、特にアウトレットにも隣接しております。ここが昭和28年のため池決壊で崩落しております。今現在のアウトレットのほうまで水が流れ出しております。基山町のハザードマップには書かれておりませぬが、鳥栖市も絶対に亀の甲ため池が、彼らの災害を避けたいと考えているはずでせぬ。

昭和28年のため池決壊や平成30年の崩落災害を絶対に起こしてはなりません。今後とも、水利組合にため池の管理をお願いするのであれば、この要望に真摯に向き合うべきと考えております。

それから、水利組合には、この負担金を支払う能力は既にございませぬ。それゆえにこの請願書を出されたとは私は理解しております。請願1の分担金免除と、請願2の逃がし水路の拡充については、切り離して捉えるのではなくて、亀の甲ため池を維持管理する上での水利組合の切実な要望であり、これは必ずや将来、町全体の農業従事者の高齢化などによるため池の維持管理にも波及すると考えております。

以上の理由により、この請願については賛成の立場で討論をさせていただきました。

○議長（重松一徳君）

次に、本請願に反対の方の発言を許可します。栗野議員。

○6番（栗野久明君）（登壇）

では、請願の2項目めの公有水面の拡充、逃がし水路の拡充について、不採択の立場で見いたします。

委員会審査時にも出席いただきました組合員さんたちにも説明をさせていただきました。

日頃から、洪水時には下流域の洪水による氾濫を懸念して、少しでもため池の越流時間を遅らせたいと、切実な思いも意見としていただきました。そういった努力をされていたことに対して、誠に敬意を表したいと思っております。

しかしながら、現在の逃がし水路、ため池の構造上の弱部とされる洪水吐きへ、近傍の堤体頂部にパイプで水を流しておるという状況で、極めて盛り土部分に流しているのは危険な状態であります。こういったところに、また逃がし水路の流下能力を拡大するために断面を広げたりして流量を流したいというお考えなんです、逆に言えば非常に危険な状況をまたつくっていくような形になりかねないと。特にそういったところを開水路にした場合、満杯で越流した場合は、もう本当に盛り土部分を流れるということになりますので、決壊の危険性が高まります。それで事故例も、これはダム規模になりますけれども、アメリカでのティートンダムとか、そういったところは、洪水吐き付近から、要するに一番弱部とされている部分から決壊が始まったと、水の浸透が出てきたと、上からの崩壊が出てきたということで、そういった事故例もあります。

そういったことを考えてみますと、防災上ではパイプのほうが安全でもありますし、開水路の越流の危険性をなくすためには、拡充を行わないほうが賢明じゃないかと私は思っております。

また、流量の調整のために、洪水時に行ったかどうか分かりませんが、水かさが増えてきている状況でのみ口の操作等をやるというのは非常に危険性が高いと思うんです。人災を受ける可能性もありますし、また操作上のミスでこれを水路に流して、それも水路からあふれ出たとかなりますと、操作した人の責任も問われるようなことになりかねないと。非常にありがたい操作をやってきていただいていたわけですが、それよりは今ある水路、ごみが詰まったりいろいろしていたということを聞いておりますので、今の断面で安全に流れる水量は、事前に落とし蓋の調整等で行っていただいて、危険な状態になったら操作しないということのほうが、より堤体の安全性が高まる。

まして、今回設計されている洪水吐きの断面は、安全上200年に一度の洪水量でも持ちこたえる設計となる。下流側は、確かに河川等は、条件によりますけれども、50年ぐらいの確率での水量を流す能力しかないんです。ということは、本当に災害が起きた場合は、下流側も被災を受けてしまうと。まして、堤体が壊れることになれば、当然大きな災害になりますので、壊れないことが一番大事なことだと思っております。

そういったことがありまして、委員長報告でありましたとおり、洪水が想定される事前に現水路の確認はしておくということで今後されたほうが賢明な判断だろうと私は考えております。

以上をもちまして、私の意見とさせていただきます。以上です。

○議長（重松一徳君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

請願第1号の請願内容2を採決します。

請願第1号の請願内容2に対する厚生産業常任委員長の報告は不採択でした。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

起立少数と認めます。よって、請願第1号の請願内容2は不採択とすることに決定しました。

次に、請願第1号の請願内容3に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

請願第1号の請願内容3を採決します。

請願第1号の請願内容3に対する総務文教常任委員長の報告は採択です。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

全員起立と認めます。よって、請願第1号の請願内容3は採択とすることに決定しました。

以上の表決をもって、請願第1号は一部採択とします。

日程第4 議案第22号

○議長（重松一徳君）

日程第4．議案第22号 県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部改正についてを議題とします。

厚生産業常任委員長の審査報告を求めます。松石健児厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（松石健児君）（登壇）

それでは、引き続き、厚生産業常任委員会の審査報告をさせていただきます。

議案第22号 県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部改正について。

本委員会は、6月7日付付託されました上記の議案を審査の結果、議案第22号は原案を可決すべきものと決定いたしましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

なお、議案第22号に対する審査の経過は次のとおりです。

議案第22号 県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部改正について。

当議案は、令和3年第2回定例会において付託され、関連の事件である請願第1号 亀の甲ため池に関する請願書とともに、閉会中の継続審査とすることに決定したものであります。

条例改正に関するこれまでの経緯についてただしましたところ、当初は令和3年3月議会において条例改正を行い、4月に亀の甲ため池の改修事業を県へ申請する予定でした。しかし、令和3年1月に国の新しいため池整備事業が令和3年度から始まり、その事業へ移行できれば国の補助率が増え、町と地元受益者の負担金の軽減が図れるとの情報が県から入ったことから、県と協議の上、3月の県議会や4月の県手続において、新しいため池整備事業への移行が認められた後に、新しい補助率での条例改正を6月議会で提案し、可決された段階で、改めて事業申請することとした。また、これまでため池整備事業において、町条例に基づき負担金の分担割合を町と地元受益者で半々となっていたものを、地元受益者の負担軽減を図る目的で条例改正を行いたいとの説明を受けました。

審査が先送りになることに対して問題はないかただしたところ、本年度中に亀の甲ため池改修事業の測量設計業務に取りかかり、令和4年度に工事に着手する予定だったが、審査が延期され、9月定例会で可決された場合は、設計の完了が令和4年度となり、それが工事に係る手続の遅延につながり、工事に着手する年度が令和5年度となる可能性が高いとの説明を受けました。

また、当条例第7条で、町長判断による分担金徴収の減額、免除等について明記されている。受益者負担という原則に従い、応分の負担は必要だが、その事業費が高額になった場合などの対応についてただしたところ、今回は県が行う事業に関する条例改正案である。負

担額の上限は定めていないものの、同条例第2条で分担率について定めており、この基準を遵守したいとの説明を受けました。

以上で、厚生産業常任委員会の報告を終了いたします。

○議長（重松一徳君）

以上で、厚生産業常任委員長の審査報告が終了しました。

これから、厚生産業常任委員長報告に対する質疑を行います。鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）

それでは、議案第22号 県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部改正について、厚生産業常任委員会委員長に対して質問いたします。

これは先ほど述べられたように、6月定例会において継続審査となった案件でございます。この審査内容、審査報告を読ませていただきましたけれども、この条例の審査状況の中で、この条例の改正条例に対する審査状況が報告されていない。結局、これは重要な分担金条例の改正ですよね。これについて、分担金の対象事業が私から見ると全く不明確で何のことを言っているか分からない。分担金の負担率の根拠、17分の6とか、8分の3とか、この問題。それと、ため池から出ておる請願書とこの条例の一部改正との関連等の審査はどのようにされたのか、委員長に対して質問いたします。

○議長（重松一徳君）

松石健児厚生産業常任委員長。

○厚生産業常任委員長（松石健児君）（登壇）

鳥飼議員の御質問に対して、ちょっと内容が前後するかもしれませんが、回答、答弁させていただきます。

結論から申し上げますと、委員会報告の最終段落に記載のとおり、内容が不十分であったかもしれませんが、審査は行っております。

委員会としては、受益者負担の原則はもとより、まず町と地元受益者、つまり水利組合の負担率は令和2年度から国や県の補助率のかさ上げにより下がってきております。さらに今回、当条例の一部改正により、受益者負担の分担率まで下げており、ここで亀の甲ため池水利組合の意向に沿ったものと推測されます。

また、町が水利組合との協議により進めてこられた経緯から、委員会がこの分担率に異論を唱えることは、双方の協議に水を差す形となり、事業実施計画に影響を及ぼすため、適正

な分担率と最終的に判断いたしました。

さらに、今回の分担率の軽減は、防災上、他の水利組合にとっても、町が配慮したものと
して委員会として歓迎しております。

以上、御回答とさせていただきます。

○議長（重松一徳君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第22号に対する質疑を終結します。

次に、議案第22号に対する討論を行います。討論はありませんか。

委員長報告は可決すべきなので、本案に反対の方の発言を許可します。中村議員。

○1番（中村絵理君）（登壇）

私は、議案第22号 県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部改正に
ついて、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず、土地改良事業とは何ぞやと調べさせていただきましたら、土地改良事業とは、農業
農村を整備する事業のうち、農業生産基盤の整備及び農村の保全と管理を行う事業とござい
ます。これは3つに大きく分けられていて、まず1つは、かんがい排水、圃場整備、農道整
備等の農業生産基盤の整備を行う事業。2つ目は、農業集落排水、農村生活環境整備などの
生活環境の整備を行う事業。それから、3つ目が、水質保全、湛水防除、国営造成施設管理
等の農村の保全と管理を行う事業とございました。このうち、農業生産基盤の整備及び手続
が規定されまして、土地改良施設の管理を含めて、法律上、土地改良事業という名で定義さ
れているということを理解しております。

ここで私が考えているのは、この提案理由の問題でございます。こちらの第22号の分担金
徴収の条例の一部改正についての提案理由でございますが、こちらには、提案理由、防災重
点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）に基づ
き、ここからです、防災重点農業用ため池に指定された亀の甲ため池の防災・減災を図る改
修工事の実施に伴い、事業区分に応じた分担率を設定する必要があるため、県営土地改良事
業負担金に係る分担金徴収に関する条例を改正する必要があるとございます。これで、基山
町には8つため池がございしますが、ほかの7つのため池も平等に分担率を下げますよという

ことになろうかと思えます。しかし、ここで既に、農業生産基盤の整備及び農村の保全を行う土地改良事業との、この整合性が取れておりません、この提案理由は。

今回の亀の甲ため池の洪水吐き切り下げ工事は、あくまでも防災・減災のために行うものであって、例えば、と水吐き工事であるとか、ため池の底栓を抜いたりとかするような農業を推進する、要は自分たちが利益を、受益を受けるといような目的のものではございません。したがって、農業農村の整備をする条例の一部改正として、これを適用することには無理があると考えております。この条例改正は、私は納得しておりません。

基山町は、激甚災害の分担率0.7%を適用してもおかしくはない、それからこれを一般的な受益者分担率として負担をさせるべきではないと考えております。

あくまでも、この条例をここで適用するのであれば、先ほど委員長がおっしゃった第7条です。その中の第7条を適用すべきではないかと考えております。第7条、町長は災害その他特別の事情があると認めるときは、分担金の徴収を延期し、または減額し、もしくは免除することができる、これが第7条でございます。町長は、前回、適用は難しいとおっしゃっておりました。また、この第7条を1回でも使ってしまったら、ほかの事例にも適用しなければならぬと。どこの条文にもこういう文言は便宜として載っているだけとの意見もございませぬ。

しかし、その難しい判断を迫られる可能性をも秘めるケースがあるからこそ、これは条文に定められているのではないのでしょうか。これは基山町が独自に考えるべきものであり、前例がないからできないというのではなく、前例をつくったからこそ今の前例があるわけですね。次の世代のために、未来の基山町のために、どのように向き合えば最善の方法が導き出せるのかが、今私たちに問われているのではないかと、そういうふうを考えております。

ちなみに、7月6日の佐賀新聞にも、西日本豪雨災害3年という記事が載っておりました。専門家組織を発足させて、ため池のマップも作って、いろいろなことをやっていると書いてあります。その中で、記事の中に、西日本豪雨の被害は大きく、県内では三養基郡基山町の亀の甲ため池など35か所が損壊したと、ここに名指しで基山町の亀の甲ため池がいかに危険であるかということが出ているんです。これは、ほかの自治体が、私たち基山町がこういう特例を、今までにはない例をどういうふう判断していくのか、どういうふうに対処していくのか、その対応をとってもほかの自治体は注視しているんだということを申し添えまして、私は今回のこの理由により、議案第22号について反対の立場で討論をさせていただきました。

ありがとうございます。

○議長（重松一徳君）

次に、本案に賛成の方の発言を許可します。討論はありませんか。天本議員。

○2番（天本 勉君）（登壇）

皆さん、おはようございます。2番議員の天本勉でございます。

この条例の一部改正について賛成討論を行います。

分担金の徴収につきましては、先ほど鳥飼議員が言われましたけれども、地方自治法第224条の規定によって、普通公共団体は利益のある事件に関し、その必要な費用を充てるため、特に利益を受ける者から、その利益の限度において分担金を徴収することができるとなっております。また、土地改良法第91条に、都道府県土地改良事業の分担金等が規定されており、同条第1項で分担金徴収に関する事項、第2項で市町村への分担金徴収に関する事項、第3項で市町村は条例により受益者等から分担金を徴収することができる旨、規定をされております。

今回の条例改正は、この土地改良法の第91条の第3項に基づく改正であります。条例第2条の分担金の総額に係る別表の改正であります。農村地域防災・減災事業のため池整備事業で、中山間地域に存するもの及び緊急性の高いものに該当する場合、補助割合が、国が50%から55%、県が30%から33%に引き上げられております。こうした状況を踏まえ、残り12%を町が7.5%、受益者が4.5%と、1.5%加味した形で受益者負担の軽減を図った改正案となっております。分担率は総事業費により違ってまいります、17分の7、8分の3と、いずれも受益者負担軽減につながる改正となっております。

私も2年前の平成30年の災害で、農林業の施設整備事業ということで、町が行う事業ということで分担金の徴収をいたしました。あれで大体57万円ぐらい、それで激甚災害が98%、これを逆算すると、大体事業費が4,000万円から5,000万円なんです。けれども、みんな町の事業でも分担金を払ってきております。やっぱり公平性の観点からすると、今回の改正は負担が軽減されるような、そこを加味した改正案になっておりますので、賛成討論とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（重松一徳君）

ほかに討論はありませんか。鳥飼議員。

○9番（鳥飼勝美君）（登壇）

それでは、私は議案第22号 県営土地改良事業負担金に係る分担金徴収に関する条例の一部改正について、反対の立場で討論させていただきます。

この条例改正は、6月定例会において、亀の甲ため池に関する請願書が提出されたため、この請願書とこの条例改正案が関連するので継続審議となった条例案です。

今回のこの条例改正の提案理由の説明で、先ほど中村議員がおっしゃいましたように、この条例改正は防災重点農業用ため池に指定された亀の甲ため池の防災・減災を図る改修工事を行い、それに伴う分について水利組合から分担金を徴収するというこの改正案でございます。議員の皆さん方、改正案を見ていただくと分かりますけれども、亀の甲ため池のための条例改正案だと提案理由に説明されてありますけれども、実際はこの条例改正案に亀の甲ため池というのは一言も触れておりません。提案理由は、亀の甲ため池の工事に対して分担金条例を改正しますとあって、この改正内容については何ら一言も亀の甲ため池という字句が、一切記載がなされておられませんので、どこのため池のことか全く判別ができない。

ちなみに、この県営土地改良事業の徴収に関する条例の改正前では、本桜ため池の整備事業と明確に特定されていた条例を、どこのため池のことか分からないような条例改正がされていると。

また、今回の一部改正条例では、分担金の徴収基準を定めた事業名、事業区分及び分担率の設定が漠然としているため意味不明であり、対象事業が特定できていない。町民の皆様が、この条例改正案を見たときに、理解が非常に困難であり、提案理由の防災重点農業用ため池に指定された亀の甲ため池の防災・減災を図る改修工事との整合性が全くなく、条例としての体を成していないと言わざるを得ません。

また、今回のため池改修工事は、貯水能力を減少させる防災・減災工事であり、水利組合としてはこの工事において特に利益を受けるものではないので、地方自治法第224条の分担金徴収の対象事業とはなり得ないものであります。

以上の観点から、私はこの条例改正案が、基山町の法制執務上非常に疑義があり、この条例を可決することは基山町の今後の町政運営に重大な禍根を残し、看過できないことを指摘して、この条例の改正案に反対することを表明し、ここに反対討論といたします。

○議長（重松一徳君）

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第22号を採決します。

本案に対する厚生産業常任委員長の報告は可決です。本案を厚生産業常任委員長の報告どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

起立多数と認めます。よって、議案第22号は可決されました。

日程第5 議案第27号

○議長（重松一徳君）

日程第5．議案第27号を議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。松田町長。

○町長（松田一也君）（登壇）

皆さん、おはようございます。少しもう、こんにちはぐらいの時間になってきました。

それでは、令和3年第2回臨時会に付議いたします議案について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回は、予算案件1件を上程いたしております。

それでは、提案理由について説明いたします。

議案第27号 令和3年度基山町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

今回、補正予算として40万2,000円の増額をお願いしております。これを現計予算と合わせますと、予算総額は、歳入歳出とも75億3,269万8,000円となります。

補正予算の主な内容といたしましては、亀の甲ため池整備事業に係ります負担金関係でございます。

歳入につきましては、12款．分担金及び負担金に20万2,000円、21款．町債に20万円の増額をお願いしております。

歳出につきましては、6款．農林水産業費に、亀の甲ため池整備事業負担金54万円の増額をお願いしております。佐賀県が実施する亀の甲ため池の改良事業に係る負担分になります。また、14款．予備費で、13万8,000円を減額し調整を図らせていただいております。

以上で説明を終わります。どうぞよろしく御審議いただき御可決くださいますようお願いいたします。

○議長（重松一徳君）

以上で、町長の提案理由の説明が終わりましたので、ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時42分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（重松一徳君）

休憩中の会議を再開します。

議案第27号 令和3年度基山町一般会計補正予算（第4号）に対する質疑を行います。

議案書の1ページをお開きください。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

2ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、3ページ、歳出について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、第2表地方債補正について。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次に、事項別明細書に入ります。

歳入、12款1項1目。いいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

4ページ、21款1項12目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

5ページ、歳出です。歳出、6款1項5目。いいですか。中村議員。

○1番（中村絵理君）

議長、もう一回ページをお願いします。（「5ページ」と呼ぶ者あり）5ページですか。

先ほど議長がおっしゃったのも大分、私、飛ばしてしまっただけなんですけれども、ここの歳出の農業費農地費の54万円、こちらは亀の甲ため池整備事業負担金となっているんですが、でも先ほどのすみません、起債のところも過ぎ去ってしまったのですが、起債ではここは防災とか、農村地域防災・減災事業とか、そういう形で書いてあるんですね。防災・減災で起債を起こされたのであれば、ここが亀の甲ため池の整備事業負担金というところの、この説明が私はよく理解できないんですが、そこのところをちょっと御説明いただけないでしょうか。矛盾があるような気がするんですが。防災・減災なのに、何で整備事業になるのか、そこをちょっと御説明をお願いします。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

議員が御指摘のことにつきましては、防災・減災事業という目的なんですけど、これはあくまで土地改良にのっとった中での防災・減災事業という扱いになっておりますので、今回のため池整備事業全体は、農林省の中でも農業関係の予算という措置になっておりますので、そういう中で予算に計上させてもらっているものでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

もう一回ちょっと御確認なんですけれども、これは洪水吐きを広くするための工事ですね。それで、これというのは、その設計費を今回は計上されてきたんですね。この設計費というものに関しての分担金というのは発生するものなんですか。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

事前に見積りを取らせていただいております、工事に先駆けて設計業務委託を県のほうが行うこととなります。これは県の事業でございますので、設計も工事も県のほうが仕切っていくわけではありますが、その中で450万円の設計費ということで見積りをいただいております。

中で、今回、町が7.5%、受益者が4.5%という条例をいただきましたので、それによりまして地元に対しては20万2,500円、町のほうでは33万7,500円の実質負担が生じますが、一旦町が54万円分を払った中で、実際22万5,000円をいただく形になりますので、こういった表示になっているものでございます。

○議長（重松一徳君）

中村議員。

○1番（中村絵理君）

すみません、3回目です。もう一つだけ、もう一回確認をさせてください。これは、と水吐きの工事とかではないんですよね。あくまでも洪水吐きを下げるといふ工事なんですけれども、やっぱり負担金は当たり前発生するものですか。

○議長（重松一徳君）

柳島産業振興課長。

○産業振興課長（柳島一清君）

洪水吐きというのは堤体の一部でありまして、洪水吐きを下げることによって堤体全体の安全性が保たれるということでございますので、それによって安全な農業用水として利用できるということでございますから、そういった面で受益者の負担が発生することになります。

○議長（重松一徳君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

次、6ページ、予備費、14款1項1目。ないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、議案第27号に対する質疑を終結します。

次に、議案第27号に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重松一徳君）

ないようですので、討論を終結します。

議案第27号を採決します。本案を原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（重松一徳君）

起立多数と認めます。よって、議案第27号は可決されました。

以上をもちまして、令和3年第2回基山町議会臨時会を閉会します。

～午前10時56分 閉会～

基山町議会会議規則第127条の規定により、ここに署名する。

令和 年 月 日

基山町議会議長 重松一徳

基山町議会議員 中村絵理

基山町議会議員 天本 勉